

令和6年横審第3号

裁 決

貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日月時刻及び場所

令和4年7月27日08時15分僅か過ぎ

名古屋港第4区

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 498トン

全 長 74.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成20年11月に進水し、バウスラスターを備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、最上層に操舵室を設けた3層の船橋甲板室を船尾部に配し、操舵室前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台、右舷側にGPSプロッター、機関及びバウスラスター各遠隔操縦装置を装備し、船首端から63メートル後方、左舷舷側から3メートル右方の船橋上方にGPSアンテナが設置されていた。

(2) a 受審人の経歴

(省略)

(3) 名古屋港第4区

名古屋港第4区は、伊勢湾北奥にある名古屋港北部に位置する港区で、中央部に木場金岡ふ頭が、同ふ頭東岸中央部に、岸壁法線が210度（真方位、以下同じ。）で、長さ700メートルの岸壁が整備され、同岸壁が、北端から順に木場金岡ふ頭P5岸壁（以下、岸壁名の冠称「木場金岡ふ頭」を省略する。）、P4岸壁、P3岸壁及びP2岸壁に区画されていた。

(4) a 受審人のP5岸壁への着岸操船計画

a 受審人は、それまで10回P5岸壁への着岸経験があり、同岸壁に出船右舷着けするときには、名港西大橋中央やや東寄りを通過後、針路をP5岸壁東方沖合約230メートルの左転開始地点に向く010度に定め、機関を半速力前進から中立運転にかけ、速力を6.0ノット（対地速力、以下同じ。）から徐々に減じながら航行を続け、左転開始地点に至ったら、2.0ノット以下の前進行きあしで、舵とバウスラスターを併用して左転を始め、P5岸壁着岸予定地点から約20メートル隔てて岸壁と平行に停止するように

操船していた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、鋼材1,770トンを積載し、船首3.8メートル船尾5.2メートルの喫水をもって、令和4年7月26日04時55分福山港を発し、翌27日05時30分名古屋港第6区の錨地で錨泊した後、P5岸壁に出船右舷着けの予定で、07時25分抜錨して同岸壁に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船首配置に航海士2人、船尾配置に機関長及び一等機関士をそれぞれ就けて、自らは操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、名港西大橋中央やや東寄りを通過し、08時08分僅か過ぎ名港西大橋橋梁灯(C4灯)(以下「C4灯」という。)から004度210メートルの地点で、針路をP5岸壁東方沖合約230メートルに向く010度に定め、機関を中立運転にかけ、6.0ノットの速力から徐々に減速しながら、手動操舵によって進行した。

a受審人は、08時11分僅か過ぎC4灯から007.5度600メートルの地点に至り、3.7ノットの速力となったとき、P5岸壁に向けて左転するに当たり、陸岸の相対的な動きから、予定通りに減速せず、計画よりも過大な前進行きあしであることを認め、そのまま左転を開始すると、行きあしの制御ができなくなるおそれがあったが、^{にわか}俄に腹痛を覚えたことから、着岸操船を短時間で終わらせることに気を奪われ、直ちに機関を後進にかけるなど、前進行きあしの遡減措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、計画よりも過大な前進行きあしのままP5岸壁に向かって左転を始め、08時14分半僅か過ぎ右舷船首至近に同岸壁を認め、機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、

08時15分僅か過ぎC4灯から352度750メートルの地点において、Aは船首が235度を向き、速力が0.4ノットとなったとき、その船首部がP5岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部に凹損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、名古屋港において、P5岸壁に出船右舷着けの予定で、同岸壁に向けて左転する際、前進行きあしの逡巡措置が不十分で、計画よりも過大な前進行きあしでP5岸壁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、名古屋港において、P5岸壁に出船右舷着けの予定で、同岸壁に向けて左転するに当たり、陸岸の相対的な動きから、予定通りに減速せず、計画よりも過大な前進行きあしであることを認めた場合、そのまま左転を開始すると、行きあしの制御ができなくなるおそれがあったのだから、直ちに機関を後進にかけるなど、前進行きあしの逡巡措置を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、俄に腹痛を覚えたことから、短時間で着岸操船を終わらせることに気を奪われ、前進行きあしの逡巡措置を十分にとらなかった職務上の過失により、計画よりも過大な前進行きあしのまま左転を始め、P5岸壁に衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月22日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔